平成２７年（フ）第４５０号
熊本市中央区渡鹿７丁目１番24号
債務者　林　　祐司
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１２９６号
名古屋市千種区内山２丁目14番21号　神田ハイツ307号
債務者　**徳**門　正朝
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６７７号
東京都あきる野市小川648番地18
債務者　重山智榮子
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月25日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２４０号
愛知県岡崎市上六名１丁目６番地12　コーポ水野201、前住所愛知県岡崎市久後崎町字キロ１番地２　いちょうの家
債務者　山田　聖子
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第２１号
長崎県島原市高島２丁目297番地
債務者　草野　長子
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月19日午前11時45分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２７年（フ）第３００号
岡山市北区清輝橋３丁目３番１号　清輝橋マンション205
債務者　太田　博子
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月15日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３２６号
岡山市南区芳泉４丁目10番26号第２ハイツ東芳泉103、旧住所岡山市南区藤田665番地93
債務者　**菅**野　也未
1　決定年月日時　平成27年９月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３２７号
岡山市東区西大寺松崎248番地10サンビレッジ芥子山Ｄ－102、旧住所岡山市東区目黒町180番地７
債務者　中山　直美
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３４７号
岡山県備前市吉永町福満824有限会社井上社員寮４号室、住民票上の住所岡山県赤磐市桜が丘西９丁目10番20号
債務者　彦阪　貴紀
1　決定年月日時　平成27年９月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５４号
大分県宇佐市大字中原156番地の10
債務者　大塚由美子（旧姓千木）
1　決定年月日時　平成27年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月17日午前11時
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２７年（フ）第６７号
石川県加賀市大聖寺耳聞山町86番地の６
債務者　森實　哲弘
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月10日午前10時
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第４１号
長野県佐久市甲335番地４
債務者　町田　浩二
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２７年（フ）第１４０１号
横浜市港南区芹が谷２丁目８番42―203号
債務者　阿部真一郎
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４９６号
横浜市鶴見区東寺尾１丁目７番３号　ハイツ寺尾第一202号
債務者　與那覇成寿
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４９７号
横浜市鶴見区東寺尾１丁目７番３号　ハイツ寺尾第一202号
債務者　與那覇成美
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部